

保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	条件等
①就労	居宅内・居宅外労働（フルタイム、パートタイム、自営業、在宅勤務等）で、1ヶ月に64時間以上労働することを常態としている場合 （例）1日4時間以上かつ週4日以上就労であること
②妊娠、出産	保護者の出産予定日月の前2ヶ月間と出産後の2ヶ月間（出産日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の月末）まで、児童の保育を必要とする場合 （例）出産予定日：6月3日 入所期間：4～7月
③保護者の疾病、障害	保護者が疾病や負傷、または心身に障害があるため、児童の保育を必要とする場合
④同居または長期入院等している親族の介護、看護	保護者が長期入院している親族や同居親族を常時介護や看護するため、児童の保育を必要とする場合
⑤災害復旧	保護者が震災、風水害、火災などの復旧に従事するため、児童の保育を必要とする場合
⑥求職活動（起業準備を含む）	保護者が求職活動することにより、その児童を保育できない場合
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	保護者が就学（大学、専門学校、職業訓練校での職業訓練）のため、児童の保育を必要とする場合。ただし、通信制、定時制の学校は該当しません。
⑧虐待やDVのおそれがある場合	現に保護者が児童虐待を行っている、または再び行われるおそれがある場合、配偶者からの暴力により児童の保育を必要とする場合
⑨育児休業取得時に既に保育を利用している場合の継続利用	現在入所している児童の弟・妹の産後休暇終了後、引き続き育児休業を取得し、既に入所中の児童の継続利用を希望する場合 ※必要書類を提出することにより、原則、出生児童が満1歳になる月の月末まで継続利用が可能です。
⑩その他上記に類する状態にある場合	その他上記に類する状態として市が認める場合